

## 【 実 施 要 綱 】

1. 対象者 … 被保険者を対象  
(禁煙外来5回目(終了時)に被保険者資格のある方)
2. 補助内容 … 保険適用となる禁煙外来にかかる治療費の一部を補助します。  
禁煙外来終了者に対し、1人当たり10,000円を補助。  
(禁煙外来12週間・計5回、保険診療3割負担で、2万円前後)
3. 受診期間 … 31年4月～翌年3月までの通年  
(なお、既に禁煙外来治療中の方も可とします。)
4. 申請の流れ …
  - ①禁煙を希望する方は、「禁煙宣言書」(別紙1)を提出してください。
  - ②禁煙外来治療を12週間、計5回を受診する。
  - ③禁煙外来終了後、「禁煙外来の一部補助金申請書」(別紙2)により申請してください。
  - ④申請後、禁煙外来終了が確認できた方に補助金を交付します。申請書の個人口座へ送金します。
5. 申請期間 … 31年4月以降随時  
※ 年度ごと実施のため、禁煙外来が終了されましたら、速やかに申請してください。
6. 留意点 …
  - ・禁煙外来の終了は、5回目の領収明細書(写)を申請書に添付のうえ、申請してください。
  - ・健保組合で申請受理後、レセプト上で禁煙外来5回目の書類審査をし、補助可否を決定します。  
このため、補助金の交付は、約3ヵ月後となります。
  - ・1年度1人、1回の補助といたします。